

利用申込受付中!

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。  
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



医療機関や薬局の受付で  
マイナンバーカードを  
顔認証付きカードリーダーに  
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

## ●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+IC カードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

● 「マイナポータルAP」を  
起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」を  
タップする(押す)。

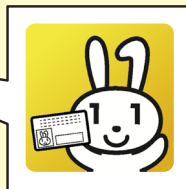
STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを  
スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを  
押します。

申込完了!!



医療機関・薬局 (※) の  
顔認証付きカードリーダー  
でも申込できるよ

※待ち時間短縮のため、  
マイナポータルや  
セブン銀行ATMでの事前の  
申込をおすすめします。

## ●セブン銀行ATMでも申込できる!

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 今後のスケジュールは？

### ● 現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に  
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

### ● 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

### ● 2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

### ● 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナポータル  
マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分